

令和7年第3回

安芸高田市農業委員会総会

議 事 録

令和7年3月24日（月）

安芸高田市農業委員会

# 総 会 出 席 簿

【開催年月日】 令和7年3月24日（月）

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市役所 会議室211

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について  
日程第 2 議案第13号 事業計画変更承認申請について  
日程第 3 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第 4 議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について  
日程第 5 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第 6 議案第17号 非農地証明申請について  
日程第 7 議案第18号 非農地通知の発出について  
日程第 8 議案第19号 農用地利用集積計画の決定について

議席	氏名	出席	議席	氏名	出席	議席	氏名	出席
1	光永 直義	○	5	藤原 憲司	欠	9	仁伍 雅史	○
2	秋國 満	○	6	山本 英次	○	10	田中 秀之	○
3	水重 克幸	○	7	津田 泰成	欠	11	境江 芳暢	○
4	見坂トシ子	○	8	黒瀬 忠司	○	12	高松 忠夫	○

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長  
武部 弘典 係長  
中村 貴啓 専門員

総会開始 午後1時30分

総会時間 1時間3分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○田中会長

ただいまより、令和7年第3回安芸高田市農業委員会総会を開会させていただきます。本日の総会に5番 藤原委員、7番 津田委員、兩名の欠席の申し出がございました。したがって出席委員は10名であります。定数に達しておりますので、これより、令和7年第3回安芸高田市農業委員会総会を開会といたします。本日の議事日程等につきましては、あらかじめお手元の方へ配付をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、安芸高田市農業委員会総会会議規則第13条第2項の規定により、議長において行います。9番 仁伍委員、11番 境江委員、兩名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 議案第13号 事業計画変更承認申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。

(事務局説明)

○田中会長

ありがとうございました。続いて担当委員の調査報告を行います。受付番号1号について、4番 見坂委員さんお願いいたします。

○見坂委員

4番 見坂です。これは吉田町の●●にある農地です。これは図面番号13-1を見てください。場所は●●●●●●●●の所の道路を真っ直ぐいった所で、右上にあるのが●●●●●●●●から出てきた道です。その隣には住宅がありまして、その隣りにある農地なんです。これはそのまま高さをそろえてやろうとしてたのですが、事情があって、盛土をせずにやるという事です。造成するのに、坂をつけて、資材置場にするという事でした。なので、何ら支障がない事を認められました。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。続いて、質疑及び意見に入ります。質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。よろしゅうございますか？質疑、意見がないようですので、質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第13号 事業計画変更承認申請について、申請通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。







に任せておいたのですが、現在、カヤや雑草が繁茂していると。譲り受けた人は、すぐ百姓をして、米は自分の所で保有米にしたいと言われるんですが、出来るかなと。後、どのように指導したらいいかと。所有権の移転をしたからこれでいいんじゃないかと。事務局とも話しをさせていただいたんですが、皆さんの意見も聞かせていただいて。●●さんという方が家を購入されましたが、百姓をしたことがないと。ただ、積極的に田がついていたから家を購入したと。また、法人に任されるじゃろうと。今年はダメじゃろうと。来年は出来るかどうか。カヤや雑草が繁茂して、すぐ耕作できるような状態ではないですから。1回や2回の耕起をしても、ちょっとどうかなという感じです。イノシシとかシカという有害鳥獣の分については、鉄網をやっておられるんで問題ないとは思いますが。

○田中会長

山本委員さん、何かコメントなり感じたことがあれば、ご発言いただきたいのですが。

○山本委員

だいぶん作っていないので、水は溜まらないと思います。水自体はあるんですが。

○田中会長

水が溜まらないということは水稲は厳しいという事ですか？水田としては厳しい？

○山本委員

そうですね。3年作らなかつたら水が溜まりにくいと思います。

○秋國委員

水はあるんです？水源は？

○山本委員

水はある。圃場整備してあるんで水路はしっかりしているし、ほとりの溝へ水はしっかり流れている。

○田中会長

事務局の感触はどうです？

○事務局

現地を見させていただいて、●●●●●●●●は草刈りをされておりました。もう1枚の●●●●

●●●はまだ草刈りをされておられなかったんですけど、まずは同じように草刈りが必要ということ。ここは聞くところによると、●●●●●●さんが借りられていながら、長年放置されていたと。今よりは状況が良くはなるのかなと思いつながら現地を見させていただきました。このまま、所有権が移らなければ引き続き荒廃化して、荒れたままになるだろうと。場合によっては、水田が難しくても畑等で活用してもらえればいいのかなどは思いました。

○田中会長

どうでしょうか、皆様方。高松委員さんのご発言に対して何かありますか？

ご本人は耕作意欲はどうですか？

○高松委員

十分にあります。ご主人は●●●●で寿司屋をやっておられるようです。年齢も非常に若く意欲は持っておられます。この間も話しをしたのですが、機械を持っておられないので、●●●さんに頼んで耕起をするにしても、2回、3回は耕起をしていかないと、畑にしても田んぼにしても、不可能ですよという話しはしました。その上で、やりますとおっしゃられるんですけど、山本委員さんがいわれるように、耕起をしても肥土があまりないんですよ。ほったらかしていた農地なんで。前の人を言っても仕方がないですが、カヤが繁茂して、1度や2度の耕起では不可能な感じがします。譲受人の人が2回は草刈りをしたようですが。現状、管理はできているようですが、どうかなど。やってくださいとはお願いをしておいたんですが。

○田中会長

耕作意欲がしっかりされておるといふ事であれば、努力はされるでしょうし、作業委託もしようと思えばできるんでしょうし。法人なり大型農家なりに。一生懸命やりたいという事については、私的にはいい事だと思います。まだお若いし。

皆さんその他どうでしょうか？

○境江委員

カヤの株が大きくなっていても、トラクターで鋤いて鋤けないことはないからね。トラクターのクリープ走行でずっと鋤いていけば。3反ぐらいそれでやって返した事がある。

○仁伍委員

ラウンドアップやればいんじゃないですか。株が腐って無くなるじゃないですか。今年さっそく作付けできるかといえば、たぶん無理だと思いますが、そもそも農業委員会がこの田んぼは出来る、出来ないというような話しではないと思いますし、本人が意欲をもってやるので

あれば、やられればいいのではないでしょうか。やりたいと言っておられるし。

○田中委員

その他どうでしょうか？ございませんか？高松委員さんのご指摘については、ご本人が一生懸命やりたいという事であれば、耕作放棄地的なところが解消されればいいと思いますし、そのような整理をされたらどうかと思います。

○高松委員

分かりました。まずは、除草であったり、耕起を年に2、3回はやっていってくださいというような事を指導させていただきたいと思います。分かりました。

○田中会長

その他意見等ございますか？よろしゅうございますか？その他の質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了し、採決に入ります。

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、受付番号15号から20号及び22号について、申請通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、受付番号15号から20号及び22号については、申請通り許可することに決しました。

続きまして、受付番号21号について審議を行いますけれども、議事参与の制限により、●●●●委員さん退席をお願いいたします。暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時57分 休憩

午後1時57分 再開

○田中会長

休憩を閉じて会議を再開といたします。担当委員の調査報告を行いたいと思います。受付番号21号について、9番 仁伍委員さんをお願いします。

○仁伍委員

9番 仁伍です。21号について報告します。3月11日、農業委員、推進委員、事務局と

で現地を確認しました。場所なのですが、図面番号14-21をご覧ください。図面の左下あたりの所にある信号が、●●●●の●●●●●●●●●●の交差点になります。ここから●●方向へ約250mほど進んだ所の交差点を右折し、200m進んだ所が申請地になります。申請地は現在、譲受人が●●をしている●●●●●●●●●●さんが耕作をしており、譲り受けた後も引き続いて耕作をしていくとのことでした。引き続いての耕作で、周辺に支障もなく、許可妥当と見てきました。尚、詳しくは別紙調査書をご覧ください。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。

これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見のある方はご発言をお願いをいたします。ございませんか？質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了し、採決に入ります。

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号21号について、申請通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい。全員賛成でございます。よって、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請、受付番号21号につきましては、申請通り許可することに決しました。

ここで●●●●●委員さん入室のため、暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時59分 休憩

午後1時59分 再開

○田中会長

休憩を閉じて会議を再開といたします。

日程第4 議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局概要説明)

○田中会長

ありがとうございました。続いて担当委員の調査報告をお願いをいたします。受付番号1号から2号につきまして、4番 見坂委員さんお願いいたします。

○見坂委員

4番 見坂です。受付番号9号について報告します。3月10日、推進委員、農業委員、事務局で現地確認いたしました。申請地は吉田町●●にある1枚の農地で、1月に農振除外の申請をされた所です。図面番号15-9をご覧ください。場所は、●●●●●●を●●●●●●へ進み、2kmぐらい進んだところに●●●●の標識があります。それを左に進んだ所に、道路の下の方に最後の民家がありまして、その最後から3番目ぐらいにある民家がある所が、申請人の住居です。現在、山の中に墓地があり、墓石が傾き、墓地の管理が困難であり、落石または倒壊の恐れがあり、自宅の隣りの農地に移転するための転用申請です。また、自営業をやっておるので、来客用の駐車場と家族のための駐車場が狭いので、一緒に、墓石と駐車場をすめるために申請されております。自宅横の農地は少し整備されているので、この度は始末書を添付され申請されました。周辺は申請人の所有する農地に囲まれており、周辺に及ぼす影響が入事を確認いたしました。詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上、9号についての報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号10号について、3番 水重委員さんお願いいたします。

○水重委員

3番 水重です。受付番号10号について報告いたします。3月10日、推進委員、農業委員、事務局で現地を確認いたしております。別図の15-10をご覧ください。1月の農振除外で審議いただいた案件でございます。申請地の下方向500mあまりの所に、●●●●●●の●●●●●●がございます。申請人は、現在運営する●●●●●●が手狭となり、隣接する耕作していない田4筆、1,407㎡の申請地を造成して、●●●●●●として利用する転用申請でございます。周辺には何ら影響はなく許可はやむを得ないものと確認いたしております。尚、詳細については別添の調査書をご覧いただきたいと思っております。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより、質疑及び意見に入ります。質疑、意見のあるかたはご発言をお願いいたします。どうでしょうか？ございませんか？質疑及び意見がないようでございますので、質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請については、申請通り許可することに決しました。

ここで議長交代のため暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時59分 休憩

午後1時59分 再開

○水重会長職務代理者

休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第5 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。

(事務局概要説明)

○水重会長職務代理者

ありがとうございました。続いて担当委員の調査報告をお願いします。受付番号12号について、4番 見坂委員さんお願いいたします。

○見坂委員

4番 見坂です。受付番号12号について報告します。3月10日、推進委員、農業委員、事務局で現地確認いたしました。申請地は、吉田町●●にある6枚の農地です。これは去年の9月の農振除外で確認されたものです。図面番号16-12をご覧ください。場所は●●●●●●●●●●の信号を●●●●に進み、最初の点滅信号を右へ渡って、橋を渡り左側へ道なりに奥の方へ進み、以前、●●●があった所の近くに農地があります。●●と●●●●●●●●の間にある農地です。譲渡人は高齢で耕作困難で、現在申請地は耕作されておらず、周辺農地には太陽光発電設備が設置されており、この度、譲受人はこの申請地を譲り受けて、太陽光発電設備を設置することにしました。周辺農地に影響はなく、営農条件にも支障がない事を確認いたしました。詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上、12号についての報告を終わります。

○水重会長職務代理者

ありがとうございました。続いて受付番号13号について、10番 田中委員さんお願いいたします。

○田中委員





約200m入った所の、向原町●●●●です。田3筆で、内容については駐車場、庭敷き、進入路のための転用申請です。この案件は第1回の総会において、農振除外で審議をされた案件です。譲渡人の●●さんが管理されている空き家を売却。譲受人の●●さんは、購入する際、宅地及び駐車場の一部、庭敷き、進入路が、農地転用許可を得ず使用されている事が分かり、この度、始末書を付して農地転用の許可申請をするものです。周辺の農地に悪影響がない事から、やむを得ない事を確認しました。詳しい内容については別紙調査書のとおりです。これで21号の報告を終わります。

○水重会長職務代理者

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより、質疑及び意見に入ります。質疑、意見のあるかたはご発言をお願いいたします。ございませんか？質疑及び意見がないようでございますので、質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○水重会長職務代理者

ありがとうございました。挙手全員でございます。よって、議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請通り許可することに決しました。尚、受付番号12号、14号、15号、16号については、許可妥当と処理をいたしまして、広島県農業会議常設審議委員会に意見聴取することといたします。

ここで議長交代のため暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時21分 休憩

午後2時24分 再開

○田中会長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第6 議案第17号 非農地証明申請についてを議題といたします。はじめに事務局より要点説明をお願いいたします。

(事務局概要説明)

○田中会長

ありがとうございました。続いて担当委員の調査報告を行います。受付番号4号、5号の2件について、4番 見坂委員さんお願いいたします。

○見坂委員

4番 見坂です。受付番号4号、5号について報告します。3月10日、推進委員、農業委員、事務局で現地を確認いたしました。まず4号についての説明をします。図面番号17-4をご覧ください。場所は、●●●を●●●●●に進み、●●●●●がありますが、その右の方の道を山の方へ進みます。●●●●●に続く道です。その●●●●●の民家の先にこの申請地があります。この申請地は山林化しており、とても農地には復元できない所でした。

次に5号です。図面番号17-5。これは●●●にある●●●●●●●の工場の手前にある申請地です。申請人のお家から、山の方に進んだ所にあります。これもやはり、山というか、作っていなかったのも山林化、木がいっぱい生えており、とても農地にはできない状態でした。なので、この2件とも地目変更は仕方がないと認められます。以上、4号、5号についての報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑意見がある方はご発言をお願いいたします。

よろしゅうございますか？質疑及び意見がないようでございますので、質疑、意見を終了し採決に入ります。議案第17号 非農地証明申請について、申請通り受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第17号 非農地証明申請につきましても、受理をすることに決しました。次にまいります。

日程第7 議案第18号 非農地通知の発出についてを議題といたします。はじめに事務局より要点説明をお願いいたします。

(事務局要点説明)

○田中会長

ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。この案件につきまして、担当委員さんからの補足説明がございましたらご発言をお願いいたします。

○水重委員

別段ありません。明らかに山林化していると思います。

○田中会長

そのほか皆様方は質疑、意見はございませんか？よろしゅうございますか？質疑及び意見が

ないようでございますので、質疑、意見を終了し、採決に入ります。

議案第18号 非農地通知の発出について、原案について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第18号 非農地通知の発出については、承認することに決しました。次へまいります。

日程第8 議案第19号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。はじめに事務局より要点説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局からの説明を終わります。これより質疑及び意見に入りたいと思います。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？質疑及び意見がないようでございますので、質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第19号 農用地利用集積計画の決定について、本案は計画通り決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第19号 農用地利用集積計画の決定については、計画通り決定することとし、妥当意見を付し市長に回答することに決しました。

以上で、本総会に付議をされました案件の審議については全て終了いたしました。これをもって令和7年第3回安芸高田市農業委員会総会を閉会といたします。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時36分 閉会